

# FIT 制度改正の概要とその影響

豊田 陽介(運営委員、気候ネットワーク主任研究員)

## 1. FIT 制度の改定内容

2016年2月9日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第190回通常国会に提出され通過した。これらの法律案は、一部を除き2017年4月から施行される予定になっている。主な変更点は次のとおりである。

### (1) 設備認定タイミングの見直し

太陽光発電において、設備認定手続を行い、買取価格を確定したものの工事を開始していない未稼働案件が増大していた。そこで2017年度からは、発電事業者は電力会社と接続契約を締結した後でなければ認定を取得することができなくなる。また、契約で設定した運転開始予定日までに電力を供給できない場合には、電力会社が契約を解除することを可能にする。

### (2) 買取価格の決定方法の見直しについて

調達価格の決定について、毎年の実績に基づき価格決定を行う現行の方式に加え、大規模の太陽光発電については入札方式を導入する。入札制度では、政府が太陽光発電の買取量や上限価格などの条件を決めて、事業者は希望する買取価格と発電設備の出力を入札する仕組みで、安い買取価格を提示した事業者から落札して、買取制度の認定を受けることができる。また、開発期間に長期を要する風力や地熱などの電源や、将来のコスト低減が見込まれる家庭用太陽光については、あらかじめ、複数年にわたる調達価格を定める。

### (3) 買取義務者の見直し等について

電力自由化に伴って現在固定価格買取制度による電力の買取義務は小売電気事業者が負うことになっているものを、2017年度からは送配電事業者に変更する。小売事業者と発電事業者で個別の契約を結んでいるものを除いて、送配電事業者が買い取ったFIT電力は、卸電力取引所を通じて小売事業者に供給されることになる。

## 2. FIT 制度改正の背景

これらの制度見直しの背景には、増加する再エネ賦課金の問題がある。2015年度の買取費用は1兆8400億円にのぼり、利用者が支払う賦課金も1兆3200億円に達した。今後もさらに増え続けることが予測されており、

長期的に買取価格を引き下げていかないと、賦課金が過剰に高くなって電気料金の上昇をもたらしてしまうおそれがある。賦課金が増大した理由には、当初の予想を遥かに上回る太陽光発電の導入がある。ポテンシャルが大きく発電単価の安い風力発電や地熱発電などは、環境アセスメントなどの手続きの煩雑さや、調査に時間がかかることから、未だほとんど導入されていない。一方、太陽光発電は、他の電源に比べて買取価格が高く、さらに設備導入が容易であることや、即時償却が可能なグリーン投資減税が適用されたこともあり短期間で急速に拡大した。実際にFIT施行後に設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の約9割を、10kW以上の太陽光発電が占めている。このように賦課金負担の大きい太陽光に偏って普及が進んだため、当初の想定よりも賦課金額が増大することになってしまったのである。

## 3. FIT 制度改正が再エネ導入に与える影響

今回の制度見直しの最大の懸念として、接続義務を定める特措法第5条の削除がある。特措法第5条では、特別に、再生可能エネルギー電気の系統事業者の接続義務を規定することにより、再生可能エネルギー電気への優先接続を確保してきた。接続義務が規定された旧法上でさえ大手電力会社や国の都合により、接続義務や優先給電は骨抜きにされてきた状況から鑑みると、この特措法第5条が削除されてしまうと、再生可能エネルギー電気の系統への接続の確保が保障されず、今後の再エネ導入が大幅に害される事態になることが懸念される。欧州ではEU指令「再生可能エネルギー指令2009/29/EC」の中で再エネ電源を優先的に給電する（電力系統に電気を送る）ことが明確に義務づけられている。EU加盟国もEU指令に基づき法整備を行い「優先給電」の義務化を行っている。これによって再エネの出力抑制を行う前に、先に火力発電、原子力発電の出力抑制を行うことになる。日本でも原子力優先政策を見直し、再生可能エネルギーの優先給電の義務化を行うことが、再生可能エネルギーの大幅導入のために求められる。

入札制度の実施は、計画があっても落札できなければ固定価格での買い取りを受けることができなくなってしまうことから、これまでの全量買取制度ではなくなるこ

とを意味することになる。全量導入が妨げられることは、再エネの大幅導入の妨げとなる恐れが大きい。また、入札制度は導入地域のさらなる偏りを生んだり、大企業による寡占化を招いたり、必ずしもコスト効率的な導入につながるわけでもない。2015年からは試験的に入札制度が導入されたドイツでは、最初の年の入札では市民によるエネルギー協同組合は落札することができなかった。近年は地域の市民や企業を主体とした地域エネルギー事業としてメガソーラークラスの発電所建設も進み始めている。入札制度はこういった地域エネルギー事業の妨げにもなることから、実施すべきではない。

#### 4. 地域を豊かにする再生可能エネルギーを支える政策を

日本の再エネの電力比率は大型水力を除くとわずか4%に過ぎない。パリ協定で示された温室効果ガスの排出実質ゼロや再エネ100%社会の実現を目指すためにも、再エネの大幅導入を妨げてはならない。今必要なことは、再エネ導入に歯止めをかけるのではなく、予見可能な買取価格の設定と全量買取を維持しながら、太陽光発電の事業コストの引き下げとともに、風力、バイオマス、地熱などの電源の早期拡大を進めることにある。

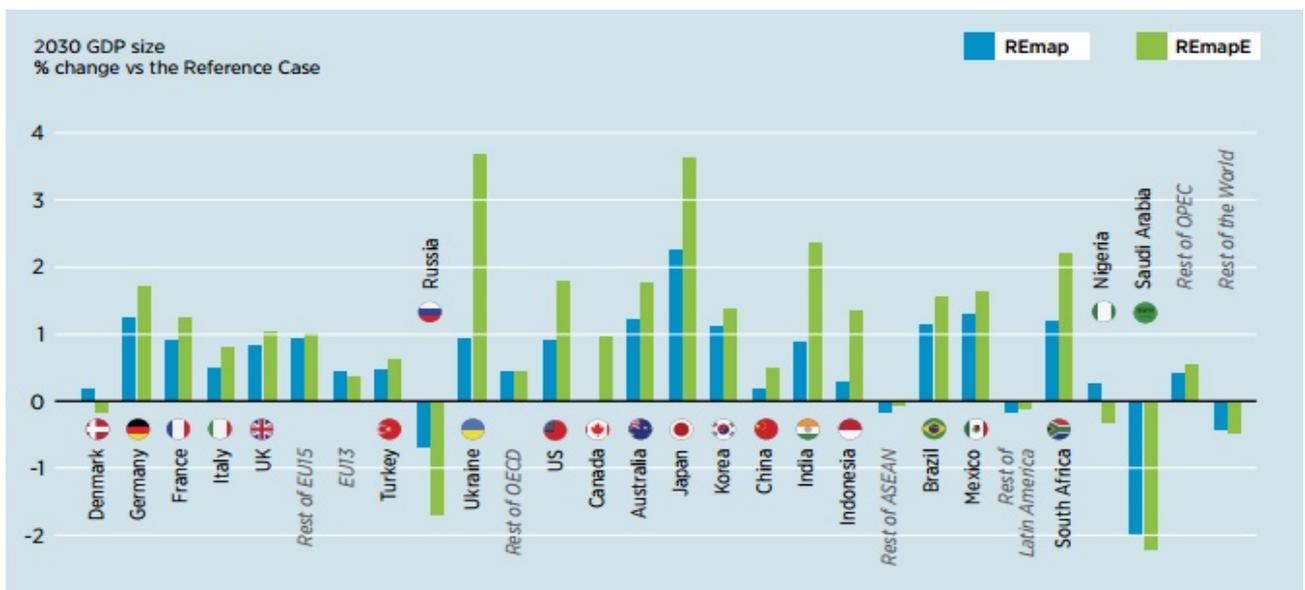
また再エネ導入に必要な費用はコストではなく投資であり、私達の生活の質を向上させることにもつながるものである。例え再エネ導入に必要な買取費用が増大した

としても、それ以上の経済効果を地域にもたらすことができることを実践とともに示していけば、国民の理解を得ることは決して難しくはないはずである。IRENA<sup>\*</sup>によれば2015年までに再生可能エネルギー関連で810万人以上の雇用が生み出されている。日本でも既に38.8万人の雇用が太陽光発電産業を中心に生まれているようだ。また日本で2030年までに再生可能エネルギーを倍増させるシナリオを選択した場合には、成り行きケースに比べてGDPは2.3%成長し、110万人の雇用の創出につながる。さらに再エネ電力比率をより高めるシナリオを選択した場合には、GDPは3.6%成長し、130万人の雇用を創出するという予測がある(IRENA、2016)。

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源でまかなうことによって、富が地域外に流出せず地域内に残り、地域の中で経済循環が生まれることが期待できる。今後は電力だけでなく熱や燃料も含めて、地域にとって経済的にも、環境的にも持続可能となる最適なエネルギーシステムのあり方を模索していくことが求められており、政策はこうした流れを加速させるものであるべきだと考える。

※IRENA：国際再生可能エネルギー機関。再生可能エネルギーの普及及び持続可能な利用の促進を目的とし、2011年4月に正式に発足。2016年3月現在、日本を含め加盟国数は144か国とEU。

#### 再生可能エネルギー導入量増加とGDPへの影響



出典：IRENA、2016、「RENEWABLE ENERGY BENEFITS : MEASURING THE ECONOMICS」

REmap case は全世界のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの比率を2倍に増やした場合。REmap Electrification case (REmapE) は、空調機器や輸送機器の電化を促進したうえで再生可能エネルギーの比率を2倍に増やした場合。REmap Electrification caseだと日本のGDP成長率は3.6%増になり、ウクライナに次いで2番目となる。